

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	17 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金に加入して以降、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたはずであり、夫は昭和36年4月から納付済みとされているのに、私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の被保険者資格を取得した昭和36年4月から60歳で資格喪失するまで、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、57年4月以降は前納制度を利用して保険料を納付していることから、国民年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立人及びその夫の国民年金の加入手続は同日に行われ、申立期間以降の保険料を夫婦同日に納付しており、申立人の夫が第2回特例納付において申立期間の保険料を昭和49年12月18日に納付していることから、申立人は申立期間の保険料を特例納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付について、自宅兼事業所にA市の職員が集金に来ており、金融機関等で納付したことは無いと述べているところ、A市国民年金課は、申立期間当時、市の職員による保険料の訪問徴収を行っていたこと、及び第2回特例納付実施期間において社会保険事務所（当時）の職員と共同で訪問による集合徴収を頻繁に行っていたと回答しており、申立人の申述する納付状況と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 3160

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月、同年11月及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から44年10月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれており、昭和43年4月から44年10月までの期間は、国民年金手帳に検認印もあるのに未加入とされていることについて、年金事務所での調査の結果、納付の事実は認められたものの保険料は還付するので還付請求するように指示された。

また、20歳になった昭和43年\*月については、被保険者台帳に納付記録があると第三者委員会の担当者に指摘を受けたので、この期間も含めて保険料を還付するのではなく、納付期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得日が当初、昭和43年3月26日と記載されており、申立期間のうち、同年4月から44年10月までの検認印が確認でき、特殊台帳においても、資格取得日は当初43年3月26日と記載されている上、申立期間の同年3月から44年10月までの期間は納付済みと記録されている。

また、オンライン記録により、申立人の申立期間の一部において厚生年金保険加入記録が確認できるところ、年金事務所は、平成22年9月24日に、申立期間のうち、昭和43年4月から44年10月までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間ではない43年11月及び44年1月から同年3月までの期間の計4か月を含めて還付決議を行っているが、当該期間について、申立人は国内に居住しており厚生年金保険等の公的年金には加入していないことから、国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、強

制被保険者資格を喪失させ未加入の期間とし、保険料を還付する合理的な理由はない。

一方、申立期間のうち、昭和43年4月から同年10月までの期間、同年12月及び44年4月から同年10月までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月、同年11月及び44年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月

私は、昭和 63 年 2 月 6 日に同年 1 月から 3 月までの国民年金保険料を A 郵便局で納付したが、同年 3 月 5 日に国民年金第 3 号被保険者に該当したため、同年 3 月分の保険料が還付されることとなった。

B 年金事務所の回答では C 市にある D 銀行 E 支店の F 名義（夫のカタカナ表記）の口座に還付金を昭和 63 年 7 月 15 日に振り込んであるとのことだが、夫は G 社に勤めているので系列会社の銀行口座しか開設しておらず、C 市の E という地名も知らないし、行ったこともないのでそのような口座を開設するはずがなく、還付金は受け取っていないので申立期間の保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めた昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料領収証書を保管しており、同年 3 月分の欄には「A63. 2. 6」の領収印が確認でき、オンライン記録では請求者氏名 H（申立人のカタカナ表記）、代理人氏名 F（カタカナ表記）、還付発生年月日「昭 63. 4. 22」、決議年月日「昭 63. 6. 8」が確認できるところ、申立人は 63 年 3 月に結婚しており、還付請求を行った時点では、まだ自分の銀行口座の氏名変更が済んでいなかったため夫名義で還付請求を行ったものと考えられるが、申立人の夫は、当時 D 銀行 E 支店の前身である I 銀行 E 支店のあった C 市に、住んだことも長期出張したこともないことが戸籍の附票及び勤務先の在職証明書により確認でき、申立人の主張と一致する。

また、I 銀行は現在の D 銀行となっているが、D 銀行 E 支店への、申立

人の夫に係る銀行口座の照会に対して、当該口座は存在していないと回答している。

さらに、日本年金機構では、統廃合等をした金融機関は直近の金融機関名に更新しているが、更新前の記録については保存していないため還付処理を行った当時の還付金の振込先の金融機関名を確認することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 63 年 3 月の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年3月までの期間及び45年7月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から39年3月まで  
② 昭和45年7月から46年3月まで

私は、18歳の頃から昭和42年3月に結婚するまでは、A区Bの事業所に勤めており、東京オリンピックの年の前後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。

また、平成21年5月にC社会保険事務所（当時）に行ったとき、私の国民年金手帳に昭和45年4月から同年6月までの印紙が貼ってあったことから当該期間は納付を認められたが、その他の期間は認められなかった。

申立期間の保険料は全て納付していたはずであり未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和39年11月26日に払い出されていることから、同日に国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが推認でき、この加入時点で申立期間①の国民年金保険料は過年度納付が可能である上、申立期間①は9か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間①に納付した保険料は、月額100円と申述しており、当時の保険料の月額と一致していることなどを踏まえると、申立期間①の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

2 申立期間②については、申立期間②の前後は納付済みであり、申立期

間②は9か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳には、申立期間②の前の昭和45年4月から同年6月までの保険料を同年7月3日に納付した検認印があり、平成21年5月に納付記録が追加されるなど、行政側の収納事務に不手際が見受けられることなどから、申立期間②は納付していたものとするのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から63年3月まで

私の夫は、昭和58年5月頃事業を始めたため、私はA市役所で国民健康保険の加入手続を行った。その際、市の職員に国民年金に加入するよう言われたので、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は送付されてきた納付書に現金を添え、夫の保険料と一緒にB銀行C支店で毎月納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得でない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身が夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと申述しており、申立人の元夫は昭和61年4月以降の保険料を納付済みであることから、申立人の同年4月以降の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続は昭和61年3月頃に行われ、その際58年5月まで遡って被保険者資格を強制で取得したものと推認でき、加入手続を行った時点で、同年12月以前の保険料は時効により納付できない上、申立期間のうち同年5月から61年3月までの期間は、申立人の元夫も未納である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和42年1月から同年3月まで  
③ 昭和48年1月から51年3月まで

私は、A区役所に婚姻届を提出したとき、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、A区役所の窓口で印紙を購入し、国民年金手帳に貼り付けて納付した。また、昭和36年4月からの保険料はB県C村（現在は、D市）で親が納付していたかもしれないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みであり、一緒に納付したとする申立人の元妻は、申立期間②の保険料は納付済みとなっている上、3か月と短期間であることから、申立期間②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続は昭和40年12月頃行われ、そのとき、36年4月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、この加入手続の時点で、38年9月以前は時効により保険料を納付することができない期間である上、A区の保管する納付状況リストにおいて、申立期間①は未納とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間③については、一緒に納付していたとする申立人の元妻も未納である上、A区の納付状況リストにおいて、申立期間③は未納とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号  
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①及び③の  
保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを  
うかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び③の保険料を納付していたことを示す  
関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び③の保  
険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、  
昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認  
められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年3月まで  
② 昭和56年4月から同年6月まで

私は申立期間の国民年金保険料を全て納付していたのに、申立期間①が未納、申立期間②が申請免除期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は12か月、申立期間②は3か月と、いずれも短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さが認められる上、申立人の夫は同期間の保険料を納付又は追納していることから、申立期間①の保険料は納付、申立期間②の保険料は追納していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、オンライン記録において申請免除期間とされており、この記録は、被保険者期間の一部に限り免除期間となっている年度があるものであるため、本来特殊台帳が作成され保管されるべきところ、特殊台帳が無いことから、行政側の記録管理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和49年9月30日から50年1月28日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年1月28日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、49年9月から同年11月までは、14万2,000円、同年12月は15万円とすることが必要である。

さらに、申立期間のうち、昭和50年1月28日から同年3月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月1日から同年5月1日まで  
② 昭和49年9月30日から50年3月1日まで

私は、昭和48年4月にA社に入社し、51年7月まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している期間がある。当時の給与支給明細表もあるので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された昭和48年4月の給与支給明細表により、申立人は、申立期間①にA社に勤務し、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和48年4月の給与支給明細表の保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和48年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①は、厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所になった日（昭和48年5月1日）に被保険者資格を取得している元同僚に入社時期を確認したところ、回答があった8人のうち、6人が同年4月には在籍していたと回答している上、5人は、同月時点の従業員数について5人以上いた旨回答していることから、当該事業所は申立期間①においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したと回答しているものの、納付したことを確認できる資料は無く、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に継続して勤務していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和49年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の資格喪失日の記録は、その約1か月後の50年1月28日に届けられ、49年9月30日に遡及して訂正されており、申立人のほかにも83人に同様の処理がされていることが確認できることから、50年1月28日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所において、当該事業所が適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理の届出日である昭和50年1月28日であると認められる。

また、昭和49年9月から同年11月までの標準報酬月額については、申立人のA社における同年8月の社会保険事務所の記録から、14万2,000

円、同年12月の標準報酬月額については、申立人が所持する同月の給与支給明細表の報酬額から、15万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和50年1月28日から同年3月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する同年1月及び同年2月の給与支給明細表により、申立人は、当該期間も同社に継続して勤務し、保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細表により、15万円とすることが妥当である。

なお、A社は、当該期間には、厚生年金保険の適用事業所になっていないものの、同社が厚生年金保険の適用事業所になった日（昭和48年5月1日）に被保険者資格を取得している元同僚に同社での勤務期間を確認したところ、6人が当該期間において同社に継続して勤務していた旨回答していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の商業登記は確認できない上、当該期間の事業主も特定できないため不明であるが、同社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年1月及び同年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月25日から同年11月2日まで  
私は、昭和23年6月にA社に入社し、平成4年10月に退職するまで継続して勤務しているが、途中、昭和47年10月25日付けで同社D支店から同社C支店に転勤した際の同社C支店の厚生年金保険の加入記録が1か月欠落しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員台帳及び人事カードから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年10月25日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和47年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格喪失日は、昭和27年3月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から27年3月21日まで

私は、昭和19年6月1日にA社B事業所に入社し、C課配属になり、D(作業)に携わって、27年3月20日まで勤務した。平成20年4月に送付されたねんきん特別便により、厚生年金保険の被保険者期間に22か月間の空白があることを知った。退職した際の辞令書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の辞令書の写しにより、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、昭和27年3月20日付けで依願解職になっていることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、資格喪失日の記録は、当初「不明」と記入された後、二重線で取り消され、昭和25年5月1日として記録訂正されていることが確認できるが、日本年金機構記録業務部では、「申立人の資格喪失日が訂正された根拠は分からない。」と回答している。

さらに、管轄のE社会保険事務所(当時)は、「A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和28年に焼失しているため、存在していない。」と回答していることから、当該事業所に係る申立人を含めた厚生年金保険の被保険者の加入記録を確認することができず、事業主及び申立人に不利益を負担させるのは相当でないと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 27 年 3 月 21 日に A 社 B 事業所における厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 25 年 4 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年11月1日から同年12月1日及び9年2月1日から10年10月1日までの期間の標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から10年10月1日まで  
② 平成11年5月1日から13年2月1日まで

私は、平成6年2月から13年1月までA社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、支給されていた給与に比べ低くなっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間①のうち、平成8年11月及び9年2月から10年9月までの期間においては、申立人から提出された当該期間の給与支給明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（30万円）に

基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が実際の給与より低い標準報酬月額を届けたことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①のうち、平成8年12月、9年1月及び申立期間②については、申立人から提出された当該期間の給与支給明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額と保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 千葉厚生年金 事案 3001

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年12月1日から20年8月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を19年12月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から同年10月1日まで  
② 昭和19年12月1日から20年8月15日まで

私は、昭和18年12月にC学校を戦時中の繰上げで卒業後、19年1月にA社に入社して、D（作業）などをして、23年2月に退職するまで勤務していたが、同社の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間があるので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和19年12月1日に同社E工場から同社B工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社が保管している同社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者台帳に記載されている記録から、90円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出さ

れた場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 19 年 12 月から 20 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 19 年 6 月 1 日に資格を取得し、同年 12 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、申立期間①に当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険法は、昭和 19 年 6 月 1 日に施行となっているものの、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までは、同法の適用準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない期間である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3002

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和20年6月22日、資格喪失日は24年3月26日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和20年6月から同年8月までは30円、同年9月から21年3月までは80円、同年4月から22年5月までは240円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年2月までは1万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月22日から24年3月26日まで

私は、昭和20年4月から24年4月までD（地名）へ疎開しており、20年6月から24年3月まで姉と一緒にA社C事業所に勤務した。この間、姉は厚生年金保険の加入記録があるのに、私の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、昭和20年6月21日にA社にE（職種）として採用され、24年3月25日にF（地名）に転居するため退職していることが確認できる。

また、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者番号は異なるが、申立人と同姓同名で生年月日も一致し、資格取得日は昭和20年6月22日、資格喪失日は空欄の記録が確認できるところ、当該記録は、基礎年金番号に統合されていない未統合の記録となっており、厚生年金保険記号番号は明治43年生まれの者に払い出されていることから、管轄の年金事務所は、「当該被保険者名簿に厚生年金保険記号番号を転記する際の誤記と考えられる。」と回答している。

さらに、申立人が一緒に入社し、一緒に退社してF（地名）に転居したと主張している申立人の姉は、申立人の主張どおりの供述をしている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、上記未統合の記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年6月22日に被保険者資格を取得し、24年3月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、申立期間のうち、昭和20年6月から23年7月までの標準報酬月額については、当該未統合記録により、20年6月から同年8月までは30円、同年9月から21年3月までは80円、同年4月から22年5月までは240円、同年6月から23年7月までは600円とし、申立期間のうち同年8月から24年2月までの標準報酬月額については、当該被保険者記録が無いため認定が困難であることから、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に基づき、1万円とすることが妥当である。



## 千葉厚生年金 事案 3003

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年11月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月30日から8年2月29日まで  
私がA社を退社したのは、平成7年11月29日であり、その後の3か月の厚生年金保険料の納付には、私は全く関与しておらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が8年2月29日とされていることで、加給年金の対象とならなくなってしまっていることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年11月29日にA社を退職したと主張しているところ、当該事業所が保管するタイムカードにより、申立人の最終出勤日が同年11月25日であり、翌日以降は全て欠勤していることが確認できる。

また、事業主は、申立人の在職期間を昭和56年10月1日から平成7年11月29日までとする在職証明書を申立人に交付しており、在職期間の根拠について当該事業所は、「当時の人事記録、退職願及び被保険者資格の喪失届などの書類は保管されておらず、唯一、当時のタイムカードが保管されており、最終打刻日が同年11月25日で、公休日が同年11月30日であったため、その前日まで在職したことを証明したものである。当社としては、この同年11月29日を退職日と認識している。」と回答している。

さらに、申立人は、その息子の急病のために退職したと供述しているところ、入院先の病院が発行した入院証明書により、申立人の息子の入院日が同年11月28日であることが確認でき、申立人の主張及びタイムカードの記録と符合している。

これらを総合的に判断すると、申立人は平成7年11月29日にA社を退職し、同年11月30日付けで、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが認められる。

## 千葉厚生年金 事案 3004

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和59年11月21日）及び資格取得日（昭和60年5月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額については22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月21日から60年5月1日まで

私は、昭和59年11月1日から61年3月25日まで、A社に継続して勤務していたのに、途中の5か月間が厚生年金保険に未加入とされていることはおかしいので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和59年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月21日に資格を喪失後、60年5月1日に同社において再度資格を取得しており、59年12月から60年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、事業主回答書、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、元同僚のうち1名は、「申立人は、B（職種）として入社し、途中で勤務内容が変わることなく継続して勤務していた。」と供述している上、申立人と同じくB（職種）の資格を有する元同僚3名は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年12月から60年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月25日から同年11月1日まで

私は、昭和44年3月17日にA社に入社し、49年8月30日に退職するまで継続して勤務していた。44年10月に同社D支店から同社C支店への転勤を命じられ、社員台帳にもその旨の記載があるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持している社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、社員台帳の記録から、昭和44年10月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 3006

### 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和48年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、6万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月1日から同年5月21日まで

私は、昭和48年3月1日にB社C工場からA事業所に転籍し、51年3月31日に退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人はB社及びA事業所に継続して勤務し（昭和48年3月1日にB社C工場からA事業所に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所（当時）の記録では、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和48年5月21日となっているが、D厚生年金基金（現在は、E企業年金基金）の記録では、資格取得日は同年3月1日となっており、A事業所は、「申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届は、いずれも複写式の届出様式であった。」と回答していることから、D厚生年金基金に提出されたものと同一の記載内容の届出が社会保険事務所に提出されたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和48年3月1日に取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員台帳の記録から、6万円とすることが妥当である。

## 千葉厚生年金 事案 3007

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和50年2月1日であると認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで  
私は、昭和50年2月1日にA社から関連会社のB社へ異動となったが、その際の厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落している。当該期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当時のC厚生年金基金から申立人の加入記録を引き継いでいるD厚生年金基金の加入員台帳において、申立人のA社における資格喪失日は昭和50年2月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、D厚生年金基金では、「申立期間当時、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していた。」と回答していることから、当該事業所では、当該基金に提出したものと同一の資格喪失届を社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和50年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の昭和50年1月1日の随時改定の記録から、20万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和59年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年11月21日から同年12月1日まで

私は、昭和49年3月18日にA社に入社し、平成21年6月20日に退職するまで継続して勤務しており、申立期間は同社B支社から同社本社に転勤した。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された事業主回答書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C厚生年金基金から提出された加入員台帳の記録により、昭和59年12月1日に同社B支社から同社本社に転勤したことが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和59年10月の社会保険事務所（当時）の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 3009

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和47年4月1日から49年9月30日まで、A社に勤務し、同年10月1日に関連会社のC社へ出向した。

しかし、同年9月の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人の社内歴（人事記録）から判断すると、申立人はA社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和49年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から15万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録により、A社は、昭和49年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間においては適用事業所としての記録は無いが、申立人と同様の被保険者記録を有する者が当該事業所の被保険者名簿により、10人以上確認できることから、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしているものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において厚生年金保険の



適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和 49 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日は、平成7年4月6日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間のうち、6年8月から7年3月までの標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月31日から7年12月20日まで

私は、平成6年3月から7年12月までA社に勤務した。雇用保険の加入記録は私の勤務期間と合致するが、厚生年金保険の記録は6年8月31日までとなっている。7年12月まで勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録において、A社は平成6年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、その約7か月後の7年4月6日に6年10月の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を同年8月31日に遡って訂正されている。

また、申立人のほか10人が同様の記録訂正をされていることが確認できることから、当該事業所は、平成7年4月6日の記録訂正時点において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、7年4月6日に訂正することが必要である

と認められる。

また、申立期間のうち、平成6年8月から7年3月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年4月6日から同年12月20日までの期間については、申立人の元同僚から提出されたA社の給与明細書により、同年4月から同年6月までの厚生年金保険料が控除されていない上、申立人は、申立期間中の同年7月19日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年7月から同年12月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間のうち、平成7年4月6日から同年12月20日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成7年4月6日から同年12月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの期間、同年10月から45年3月までの期間、同年4月から53年12月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から44年3月まで  
② 昭和44年10月から45年3月まで  
③ 昭和45年4月から53年12月まで  
④ 昭和59年4月から同年9月まで

私の母は昭和40年4月頃、A市B区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料は、母か私が市役所の集金人に納付し、申立期間②の保険料は、私が結婚する前に母がまとめて納付してくれた。また、結婚後は私が国民年金の住所変更等の手続を行い、申立期間③の保険料は、しばらくは支所で、その後は金融機関から、申立期間④の保険料は金融機関から、私がそれぞれ納付していたのに未加入や未納とされている期間があることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和40年4月頃、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳、被保険者台帳及びオンライン記録において資格取得日が44年4月1日と記載されていることから、その時期に加入手続を行ったことが推認でき、40年4月頃に加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、当該資格取得日以前である申立期間①は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保

険料を納付することができない期間である。

- 2 申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳の当該期間に係る印紙検認記録欄には押印及び国民年金印紙の貼付は無く、被保険者台帳の昭和 44 年度の備考欄には、44 年 10 月から 45 年 3 月までは未納期間である旨の記載が確認できる。

また、申立人は、申立期間②の保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は、既に亡くなっており、保険料の納付状況について確認することができないことから、申立期間②の保険料の納付状況は不明である。

- 3 申立期間③については、105 か月と長期間であり、被保険者台帳には昭和 45 年 4 月 1 日に資格を喪失したことが記載され、54 年 1 月 12 日に任意加入するまでの期間は資格記録が無いことから、申立期間③は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

- 4 申立期間④については、昭和 60 年 4 月に市から送付された昭和 59 年度の「国民年金納付記録通知」において、当該期間の保険料は「ミノウ」と記録されており、当該通知が作成された時点において、未納であったことが推認できる。

また、申立人は申立期間④の保険料の納付方法等について記憶が定かではなく、納付状況は不明であることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとまでは推認できない。

- 5 申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3167

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から同年12月まで

私は、昭和54年5月1日から勤め始め、厚生年金保険に加入していたが、同年5月から同年12月までの国民年金保険料を過誤納付してしまった。申立期間の国民年金保険料の還付を受けた記憶が無いのに、還付済みとされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る還付金を受け取っていないと主張するところ、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が昭和54年5月1日に国民年金被保険者の資格を喪失していることが記載されており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格取得日と符合する上、申立人の所持する国民年金保険料納付記録通知から申立人が申立期間の保険料を納付していたことが認められるところ、当該期間は厚生年金保険加入期間であり、重複して納付していた国民年金保険料が申立人に還付されることについて不自然な点はみられない。

また、被保険者台帳には還付対象期間、還付金額等が明確に記載されており、これらの記載内容に不合理な点は見当たらず、被保険者名簿の記録とも一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から61年3月まで

私が20歳になったときに、市役所から国民年金に関する通知が届いたので、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を欠かさず納付してくれた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに市役所から国民年金に関する通知が届き、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和61年4月23日に払い出されたことが確認でき、同時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認されることから、申立人の主張と相違する上、払出時点において、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧であり、当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から57年4月まで

私は、最初の勤務先を退職後、市役所で国民健康保険の加入と同時に国民年金の加入手続を行った。自宅に集金に来ていた銀行員に申立期間の国民年金保険料の納付を依頼した。保険料を納付したのに未加入で未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初の勤務先を退職した後の昭和56年8月頃、市役所で国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から58年9月頃に払い出され、同時期に申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、56年8月頃に加入手続を行ったとする申述と相違する。

また、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者になった日として、昭和58年5月12日と記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において申立人に保険料の納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から53年3月まで

私は、自営業を営み仕事でA市役所に出入りしていたことから、市役所で国民年金の加入を勧められ、昭和51年頃国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料を納付したのに、未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年頃国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から54年9月頃に払い出され、同時期に申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、払出時点において、申立期間のうち52年6月以前の期間は時効により納付できない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は50か月と長期間である上、申立人は、「申立期間の保険料を遡って納付したことは無かったと思う。」と申述しており、被保険者台帳及びA市の被保険者名簿においても申立人が申立期間の保険料を過年度納付した記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせ周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3171 (事案 554 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から平成 6 年 1 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から平成 6 年 1 月まで

私は、A 市役所に初めて国民年金保険料を納めに行ったとき、国民年金の定額保険料のほかに 100 円多く納付すれば増額した年金が受けられると説明を受け、60 歳まで付加保険料を納付したが定額保険料のみ納付とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、付加保険料納付申出の時期についての記憶が定かではなく、申立内容が明確でない上、納付した付加保険料額について、月額 100 円と実際と異なる金額を主張し、申立人に付加保険料を含めた納付書が発行されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立内容と同様に国民年金の定額保険料に 100 円多く納付すれば増額した年金が受給できると説明され、申立期間において付加保険料を納付したと再申立てしているところ、申立期間における付加保険料は国民年金法上、月額 400 円と定められていることから付加保険料が月額 100 円であったとする申立人の主張とは相違する上、申立人の所持する国民年金手帳に付加保険料を納付する申出をした年月日の記載も無い。

また、申立人が説明を受け、付加保険料を納付したとする A 市の国民年金保険料納付状況通知書の納付状況欄には定額保険料のみを納付した旨が記載されており、付加年金加入申出欄に申出年月日の記載は無い。

さらに、申立人が転居した B 市の申立人に係る被保険者名簿の所得比例欄には付加保険料の加入申出年月日の記載は無く、同名簿の保険料納付記

録で確認できる保険料は定額保険料だけであり、オンライン記録とも一致することから申立人が申立期間において付加保険料を納付した事情はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

このほか、申立期間については、当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月から52年3月まで

私は、昭和47年7月末に会社を辞めた後、A市に転居し、すぐに国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は妻が妻自身の分と私の分を一緒に銀行で納めていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年7月末に会社を辞めた後、A市に転居し、すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は妻が妻自身の分と一緒に銀行で納めていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から52年7月頃に払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行っていることが推認できることから、加入時点において申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は56か月と長期間にわたり未納とされており、これほどの長期間において行政側が記録管理を誤り続けるとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年10月までの期間及び平成5年9月から10年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年10月まで  
② 平成5年9月から10年11月まで

私は、昭和45年12月から売上げの一部をもらうというフルコミッションシステムによる雇用契約だったので、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。その後A市へ転勤したときも自分で住所変更手続きを行い、保険料を納付したと思うが詳細は覚えていない。

また、平成5年9月からの未納保険料は、B銀行C支店又はD銀行E支店で妻が納めていた。長期間にわたり保険料を納付していないことはないと思うので年金記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はF市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付後、A市に転居し、同市においても保険料を納付した旨主張しているが、申立人の所持する年金手帳からは、A市において保険料納付の前提となる国民年金の住所変更手続き等を行った形跡は確認できない。

また、申立期間①後に転入したG市の保管する申立人の被保険者名簿において申立期間①は未納とされており、オンライン記録と一致している。

2 申立期間②については、63か月と長期間である上、上記被保険者名簿においては未納とされており、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録によると、一緒に保険料を納付していたとする

申立人の妻も当該期間は未納とされている。

- 3 申立期間①及び②共に、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付したとする申立人及びその妻は、保険料の納付金額、納付方法等を具体的に記憶していないため、申立期間の納付状況等は不明である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から6年7月までの期間、8年1月、同年4月から13年5月までの期間及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から6年7月まで  
② 平成8年1月  
③ 平成8年4月から13年5月まで  
④ 平成13年8月

私は、昭和44年7月頃、A市役所（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は農協口座から自動引落しで納付してきた。経済的に納付できなかつたことは考えられず、申立期間の保険料は納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料納付状況表によれば、申立人は昭和44年7月に国民年金に加入し、53年4月から付加保険料の納付を開始したことが記録されているところ、申立期間はいずれも未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は申立期間の保険料納付の資料として、平成5年6月から13年9月までの申立人名義のC農業協同組合総合口座通帳及び同口座の取引明細表を提出しているところ、同資料には国民年金の定額保険料一人分の支払いが確認できるものの、オンライン記録の妻の保険料納付日及び納付金額と一致することから、同口座からは妻の保険料が納付されたものと推認でき、申立人の申立期間に係る保険料が納付された事情はうかがえない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間①直後の平成6年8月の保

険料を8年9月30日、申立期間②直後の同年2月の保険料を10年3月31日、申立期間③直後の13年6月の保険料を15年7月11日、申立期間④直後の13年9月の保険料を15年10月24日と、過年度保険料を時効到来間に納付していることが確認できることから、それぞれの過年度納付を行った時点で、申立期間の保険料はいずれも時効により納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

私は、20歳になってすぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始め、その後2度転居している。独身最後の住所である「A市B」へ転居した月からは保険料が納付済みとされているが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和57年1月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、61年3月25日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであり、前後の記号番号の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の加入手続は同年5月に行われ、このとき、57年1月18日に遡って被保険者資格を取得したものと推認され、この時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立期間は51か月と長期間であり、申立人は加入手続を行った時期及び申立期間の保険料の納付金額、納付方法等について明確に記憶しておらず、申立期間の納付状況等は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3176

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年10月から平成2年3月まで

私は、昭和59年9月末に退社し、その翌月に国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、その後、1万1,000円ぐらいの国民年金保険料を納付書で漏れることなく納付していた。納付場所はA区、B区、C区内が多く、領収書は処分しているが、毎年確定申告の際、国民年金の領収書の写しを提出していた。平成2年分の確定申告書の写しを提出するので適正な判断をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年9月末に退社し、翌月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をA区等で納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、平成2年6月27日に社会保険事務所（当時）からD市E区に払い出された番号の一つであり、前後の記号番号の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の加入手続は同年7月に同区において行われ、このとき、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和59年10月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、この時点では、申立期間のうち63年5月以前は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間は66か月と長期間であり、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料の納付先、納付方法、納付金額等を具体的に記憶していないため、申立期間の納付状況等は不明である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人から提出された平成2年分確定申告書には、平成2年度の国民年金保険料額と一致する金額（10万800円）が記載されているが、これをもって申立期間の保険料が納付されていたことを推認することはできない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3177

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 11 月から平成 3 年 1 月までの期間、11 年 4 月から 14 年 1 月までの期間、同年 4 月から 17 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 11 月から平成 3 年 1 月まで  
② 平成 11 年 4 月から 14 年 1 月まで  
③ 平成 14 年 4 月から 17 年 4 月まで

私は、申立期間①当時はA区に住んでおり、国民年金保険料を同区のB出張所で納付していたことを明確に覚えている。また、申立期間②及び③についても保険料を納付していたはずであり、年金記録を確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和 56 年 12 月頃A区で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳には、国民年金記号番号の記載が無く、国民年金の被保険者資格を平成 9 年 10 月 10 日に取得した旨記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

2 申立期間②及び③については、オンライン記録において、申立期間②直後の平成 14 年 2 月の保険料を 16 年 3 月 17 日、申立期間③直後の 17 年 5 月の保険料を 19 年 6 月 21 日と、過年度保険料を時効到来間際に納付していることが確認できることから、それぞれの過年度納付を行った時点では、申立期間②及び③の保険料はいずれも時効により納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間②及び③は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後であることから、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られた後であり、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低い。

- 3 オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は3回で合計182か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3178

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から58年3月まで

私が昭和62年2月に結婚したときに、母から「今までの年金は納めであるからね。」と言われて、年金手帳を渡された記憶がある。母が既に亡くなっているため詳細は分からないが、申立期間の記録を確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年2月に結婚したときに、母から「今までの年金は納めであるからね。」と言われ、年金手帳を渡された記憶があると主張しているところ、A郡B町の保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、同名簿には、申立人の国民年金の加入手続が昭和58年5月27日に行われたことが記録されており、同時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができず、過年度納付が可能であった56年4月から58年3月までの保険料納付を行う手続が行われた形跡もうかがえない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間の納付状況等は不明である上、申立期間は48か月と長期間であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 63 年 6 月まで  
私の申立期間に係る国民年金保険料は、父が昭和 63 年以降に、未納分の保険料を遡って一括納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、平成 2 年 2 月 14 日に社会保険事務所（当時）から A 市へ払い出された記号番号の一つであり、前後の記号番号の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年 7 月に行われたと推認され、この時点では、申立期間のうち昭和 63 年 3 月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月までの 21 か月分の保険料が同年 10 月 16 日に一括で過年度納付されていたことが確認でき、同時点では申立期間の保険料は時効により納付することができなかつた事情がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立期間の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間は 44 か月と長期間であり、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和63年8月から平成元年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和63年8月から平成元年3月まで

私は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月頃にA区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を継続して納付していたはずであり、未納の期間があることは納得できない。また、63年7月末に退職し、任意継続で厚生年金保険に加入しながら、国民年金保険料も知らずに納付していたのに、国民年金保険料を還付されていないので還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、38年4月頃に払い出され、申立人が同時期に加入手続を行ったことが推認できる。

また、申立人から聴取を行うことができないため、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたも

のと認めることはできない。

2 申立期間②については、オンライン記録により、昭和 63 年 8 月から平成元年 2 月までの保険料が同年 6 月 16 日に、同年 3 月の保険料が同年 6 月 30 日に、それぞれ申立人の口座に還付されたことが確認できる。

また、申立期間②は、申立人が厚生年金保険の任意継続被保険者となっている期間であり、当該期間において国民年金保険料の納付は要しないことから、保険料が還付されたことについて不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取を行うことができない上、ほかに申立期間②の保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年5月まで

私は、父から厚生年金保険の被保険者資格を喪失したらすぐに国民年金に加入しなければならないと厳しく言われており、会社を退職した昭和46年1月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたのに申立期間が未加入とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月頃にA市で国民年金の加入手続を行ったところ、申立人の所持する国民年金手帳は、49年7月4日にA市で任意加入手続をしたときに払い出され、同日に国民年金被保険者の資格を取得しており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から平成元年 7 月までの期間及び同年 9 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から平成元年 7 月まで  
② 平成元年 9 月から同年 11 月まで

私の両親は国民年金保険料の納付について苦労しており、「結婚するまでは親の責任だけど、結婚したら自分で保険料を納めなさい。」と母から言われていたので、結婚するまでの保険料は母が納めていてくれたはずである。

また、申立期間については、平成元年 8 月の保険料のみ納付して、その前後を未納とすることは不自然であり、元年 12 月以降に未納は無く現在に至っていることなどから申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 5 月 20 日に A 市に払い出された番号の一つであり、申立人の記号番号に近接する被保険者の免除申請日から、申立人の国民年金の加入手続は同年 5 月頃行われたことが推認でき、この時点で、元年 3 月以前の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①と②の間に平成元年 8 月の保険料のみが納付済みとなっていることが不自然であると主張しているところ、オンライン記録では、3 年 7 月の国民年金保険料と厚生年金保険料が重複納付と

なっており、同年9月7日に充当可能な元年8月分として充当したことが確認できる上、申立期間②後の同年12月から3年3月までの保険料を時効到来間際の4年1月から同年5月にかけて納付していること、及び3年4月から同年6月までの保険料を現年度納付していることを踏まえると申立期間②の保険料を過年度納付していたものとは考え難い。

加えて、申立人が所持する申立人の母の日記にある保険料の納付に係る記述が、申立人の保険料を納付していたものとは認められず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月

私は、提出したメモ書きのとおり、何度も社会保険事務所（当時）で自分の国民年金の納付記録に未納が無いことを確認していたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年及び14年に社会保険事務所に国民年金保険料の未納が無いことを確認したときに作成したとする「未納なし」と書かれたメモ書き2枚を資料として提出しているところ、申立期間前後の厚生年金保険の加入期間である元年8月及び同年10月から同年11月までの期間は、16年2月に厚生年金保険の記録が追加処理されるまでは、元年8月から同年11月までの国民年金の加入期間とされており、13年及び14年の時点でメモ書きのとおり国民年金の加入期間に未納が無いとすると、この追加処理がされた時点で、国民年金保険料と厚生年金保険料が重複納付となるため国民年金保険料は還付されるどころ、オンライン記録において元年8月、同年10月及び同年11月の保険料が還付された事実は確認できない。

また、A市B区が保管する被保険者名簿では、申立期間は未納とされている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3184

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 63 年 12 月まで

私は、昭和 62 年 11 月 9 日に A 市から B 市へ両親と共に転入し、父が転入の手続をしたときに、私の国民年金の加入手続もしてくれた。私は申立期間当時大学生で、国民年金に任意加入だったが国民年金保険料を納付するよう通知が届いたので、父が 60 年 5 月から 62 年 11 月までの保険料 28 万円を現金で一括納付してくれた。また、同年 12 月から 63 年 12 月までの保険料は C 銀行 D 出張所の私名義の口座から引落しで納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号は、平成 3 年 3 月 12 日に E 社会保険事務所（当時）から B 市に払い出された記号番号の一つであり、申立人の記号番号の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人は同年 4 月 19 日に国民年金の加入手続を行い、このとき昭和 60 年 5 月 4 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが推認できることから、この時点で、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は昭和 62 年 11 月に大学生も強制加入となり、保険料を納付するよう通知が届いたと述べているところ、学生の国民年金の加入について、任意加入から強制加入に改正されたのは平成 3 年 4 月からである。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの縦覧調査の結果、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年1月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年1月まで

私は、大学4年生であった平成3年4月から4年3月まで、12 か月間の国民年金保険料全額免除の申請を行い承認された。その後、その免除された保険料を追納したいと思いA市役所に問い合わせたところ、追納するようにと回答を得たので、申立期間の保険料を追納したのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所に確認した上で、申立期間の国民年金保険料10 か月分を追納したと申述しているところ、申立人から提出された「平成3年度 国民年金保険料領収証書」では、申立期間10 か月分の銀行出納印が確認できるものの、オンライン記録において、追納申出及び保険料を追納したことは確認できない。

また、申立人から提出された上記領収証書は、A市発行の現年度保険料の納付書であり、社会保険事務所（当時）が発行する追納保険料の納付書とは異なっており、申立期間は保険料免除期間であることから追納納付書で納付するところ、現年度保険料の納付書で納付したため、オンライン記録において、社会保険事務所は、過誤納付として還付決議を行い、還付請求に基づき申立人の代理人名義の銀行口座に還付したことが確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から平成元年9月まで

平成2年頃、私の申立期間に係る国民年金保険料が未納であるとA郡B町役場から通知があり、同役場に確認したところ、大学生の期間の未納保険料を納付するように言われた。同年4月以降だと思うが、送付されてきた納付書でC銀行D支店で保険料を一括納付したのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人が納付したとする平成2年4月以降のうち、最も早い同年4月の時点で、昭和62年12月以前は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から48年1月まで

私は、昭和44年5月に入社した会社が厚生年金保険の未適用事業所であったため、A市役所B出張所（当時）で国民年金の加入手続を行い、48年1月まで、郵便局で国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳は昭和50年2月20日に発行されており、申立人が国民年金の加入手続を同日に行ったことが確認できる上、A市の保管する被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料は納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市では申立期間当時郵便局で保険料を納付することはできなかった上、申立期間当初の保険料納付方法は印紙検認方式である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から47年3月まで

私は、昭和45年10月に結婚のためA郡B村（現在は、C市）に転居し、46年3月に入籍し、国民年金手帳が同村役場から送られてきたので、夫婦二人分の国民年金保険料を同村役場で納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫の手帳記号番号と連番で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムから確認できる払出日及び申立人の前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から、申立人は昭和47年9月に国民年金の加入手続を行い、その時点で45年10月に遡って被保険者資格を取得したことが推認でき、C市の保管する申立人の被保険者名簿及び申立人の所持する夫婦の国民年金手帳にも47年9月8日発行との記載がある上、国民年金手帳の印紙検認記録欄のページは昭和47年度から始まっていることが確認できる。

また、オンライン記録及び市町村の保管する被保険者名簿において申立期間は夫婦共に未納であり、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、夫婦共に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 21 日から 35 年 7 月 1 日まで  
私は、中学校卒業前の昭和 34 年 1 月中頃、同級生の 2 名と一緒に A 社（現在は、B 社）に入社し、35 年 6 月末に退社するまで正社員として継続して勤務していた。元同僚には、2 か月間の試用期間を経て 34 年 3 月 21 日から厚生年金保険の加入記録があるので、私も同日から厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が中学校の同級生と一緒に入社したとして氏名を挙げた元同僚及び中学校の元教諭の証言により、申立人は、申立期間前の昭和 34 年 1 月中頃から申立期間まで A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の同僚は、「中学校卒業前の 1 月中頃、申立人を含めた同級生 3 名と一緒に A 社に入社した。私は、2 か月の試用期間を経て、中学校卒業後の昭和 34 年 3 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と供述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を除く 2 名の同級生は、34 年 3 月 21 日に資格を取得していることが確認できるが、申立人の被保険者記録は確認できない。

また、B 社は、申立人の昭和 34 年 3 月 15 日付け退職届を提出しているほか、「当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3012

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年8月1日まで

私は、昭和46年3月31日にA省B局（現在は、C省D局）を退職し、同年4月1日にE社に顧問として入社した。同年7月に同社取締役社長に就任し、その後、社名をF社に変更した。母の看病のため、52年7月31日に辞任したところ、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年3月31日となっているが、営業体制も経理体制も整っている会社であるのに、なぜ厚生年金保険を喪失しなければならないのか理由が分からない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に通院したG病院発行の通院証明書（昭和52年4月11日から同年7月18日までに8日間の通院、保険証の種類は不明。）を提出し、「昭和52年7月31日にF社の代表取締役社長を辞任して会社を退職したことから、申立期間は勤務していた。」と主張しているところ、F社は、52年3月31日に厚生年保険の適用事業所でなくなっているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人に係る資格喪失日の記録は、同年7月18日に受け付けされ、適用事業所でなくなった日の同日（同年3月31日）付けで遡及処理されていることが確認できる。

また、F社に係る閉鎖登記簿謄本により、当該事業所は、昭和59年12月2日に旧商法の規定により職権で解散となっていることが確認でき、当該事業所の代表取締役である申立人の辞任日については記載が無いものの、52年7月31日までは当該事業所の代表取締役であったと認められる。

さらに、申立人は、「事務担当職員には、厚生年金保険を喪失させるような指示はしていない。」と主張しているが、当時の事務担当職員は既に死亡しているため、事務処理の実態を確認することができない。

これらのことから判断すると、申立人は申立期間において代表取締役として会社運営の責任を負っており、申立人が資格喪失日の遡及処理に関与していなかったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 千葉厚生年金 事案 3013

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月 1 日から 55 年 2 月 13 日まで  
② 昭和 55 年 4 月 16 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①については、昭和 53 年 5 月頃、A区BにあったC社の本社にD（職種）及びE（職種）として入社した。申立期間②については、昭和 55 年前後、F支店所長として転勤した。勤務期間中に会社に対して、健康保険と厚生年金保険に継続して加入していることを確認したら、加入しているという回答をもらったことを覚えており、また、厚生年金保険料はずっと継続して給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚から提出された社員カード早見一覧表により、申立人は、昭和 54 年 2 月 16 日にC社G本社に入社しH部に配属になっていることが確認でき、申立期間①のうち同日以降、勤務していたことは確認できる。

しかし、C社I支店の元支店長は、「同社は、全国の本店、支店等の厚生年金保険の加入手続などをI支店で一括して行っていたが、本店、支店等に移転するときや新しく設立するとき、資格取得及び資格喪失の届出等の事務手続の依頼が遅れることがあったのかもしれない。」と供述しており、申立人は、申立期間後の昭和 55 年 2 月 13 日に同社I支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、同日に資格を取得した元同僚3名についても、社員カード早見一覧表において確認できる入社日から、5か月又は9か月後に当該事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社員カード早見一覧表において、申立人と同様にC社G本社のH部に配属となっている7名のうち、所在が確認できた3名を調査し、回答のあった2名のうち1名は、「同社に入社したとき、厚生年金保険に加入させるという話が無く、厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金に加入していた。」と供述しているところ、当該元同僚は、申立人より約1年前の昭和53年1月15日に同社に入社しているが、オンライン記録により、同社I支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得する55年2月13日までの間、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料の所在が不明である上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和55年4月15日にC社を一旦離職した後、同年10月1日に同社に再入社していることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合する。

また、C社I支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和55年4月16日に資格を喪失し、同年5月20日に健康保険証の返納が行われた後、同年10月1日に資格を再取得していることが確認できるところ、上記被保険者原票の申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人と同様に、C社G本社のH部に勤務し、昭和55年2月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚は、「申立人は、同社を一旦退社した後、同社に再入社したことを同僚から聞いた。」と供述している。

加えて、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料の所在が不明である上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3014

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社に学生時代からアルバイトとして勤務し、昭和 56 年 4 月に社員として入社した。事務の仕事は私一人で、社会保険労務士の指示を受けながら行っていたので、私自身の厚生年金保険の被保険者記録を 6 か月も喪失させるはずがない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 56 年 5 月 31 日に同社を離職し、同年 12 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合する。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 56 年 6 月 1 日に資格を喪失し、その届出が同年 6 月 12 日に受け付けられ、健康保険証が返納された後、同年 12 月 1 日に資格を再取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務の取扱いについては、当該事業所における唯一の事務担当者である申立人及び委託先の社会保険労務士事務所が行っていたものであり、当時の同僚も申立人が社会保険事務を担当していたことを証言していることから、申立人が、申立期間当時、これらの事務処理に関与していなかったとは認め難い。

加えて、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「当時の関係資料は処分して無いため、保険料の控除に

については不明である。」と回答しており、当該社会保険労務士事務所も、「当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3015

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年から 62 年 2 月まで

私は、昭和 55 年頃から 62 年 2 月まで A 市 B (当時) に所在した C 社に勤務していた。申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

C 社において、当時、D (作業) を行っていた事業主の親族の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間当時、A 市 B に所在する C 社及びこれに類似する名称の事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、オンライン記録により、申立人は、昭和 50 年 12 月 25 日に前職の E 社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同日に国民年金の被保険者資格を取得し、51 年 4 月から申立期間を含め 62 年 1 月まで、国民年金保険料を納付している。

さらに、C 社は既に解散している上、同社の親会社である F 社は、「当時の関係資料は無く、同社の情報については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3016

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月18日から3年8月1日まで  
私は、A社（現在は、B社）に勤務していたが、平成2年10月頃、個人的理由により出社することができなくなり、出社できるようになったときには解雇されていた。同年10月18日から3年7月31日までは、会社に在籍していた期間であり、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成2年10月18日から3年8月1日までA社に在籍していた。」と主張している。

しかしながら、B社が保管する申立人の押印のある退職届（平成2年10月16日付け）により、申立人が平成2年10月17日限りで退職を届け出ていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該事業所を平成2年10月17日に離職したことが確認でき、離職日の翌日を被保険者資格喪失日とする厚生年金保険の被保険者記録と符合する。

さらに、申立人は、「平成3年頃に、社会保険事務所（当時）から約20万円の支払の督促を受けた。」と主張しているが、社会保険事務所が厚生年金保険料を被保険者に直接請求することは通常考え難く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和62年3月末に専門学校を卒業し、同年4月1日にA事業所（厚生年金保険の適用事業所としては、B事業所）に入職したが、同事業所でのC共済組合の資格取得日が同年5月1日となっており、1か月の空白期間が生じている。共済組合で資格を取得するまでの期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和62年3月末に専門学校を卒業後、同年4月にA事業所に入職し、同年4月末にD（資格）を取得した。」と主張しているところ、同事業所は、「申立人は、申立期間において当事業所に勤務していたが、D（資格）を取得するまではE（職種）として臨時雇用の勤務形態であった。臨時雇用者は共済組合加入の対象外であり、特別な事情が無い限り厚生年金保険にも加入させなかった。」と回答している。

また、申立人と同じく昭和62年3月に専門学校を卒業し、同年4月1日にA事業所に入職した元同僚6名について年金の加入状況を調べたところ、6名のうち5名は、申立人と同様に、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていない上、残る1名について同事業所は、「特別な事情があったので、例外として厚生年金保険に加入させた。」と説明している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3018

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から同年 11 月 15 日まで  
② 昭和 43 年 12 月 15 日から 44 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月 31 日までA社に勤務した。厚生年金保険の加入記録が 43 年 11 月 15 日から同年 12 月 15 日までの 1 か月間とされていることは納得できないので、記録の訂正を求める。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月 31 日までA社に勤務していた。」と主張しているが、複数の元同僚に照会しても、申立人の申立期間①及び②に係る勤務について具体的な証言は得られず、勤務期間を特定することができない。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書により、申立人の資格取得日がオンライン記録どおり、昭和 43 年 11 月 15 日と届け出られていることが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に死亡している上、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できず、ほかに申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 千葉厚生年金 事案 3019

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月11日から同年8月20日まで  
私は、平成8年6月10日にA社を退職後、間を空けることなくB社に正社員として入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年8月20日とされており、申立期間の加入記録が欠落していることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は「申立期間当時、新入社員に対する試用期間は3か月とし、試用期間中は、社会保険に未加入としていた。」と回答している上、元同僚のうち一人も、「入社後の3か月は、厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は当該事業所において平成8年8月20日に被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、当該事業所は、「当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料は現存しない。」と回答していることから、申立人に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除状況は確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 26 日から 38 年 7 月 22 日まで  
私は、勤務していたA社が昭和 36 年 4 月に倒産した後、同社の専務が起業したB事業所（名称変更後はC事業所）に 38 年 7 月まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、勤務期間は明らかでないものの、申立人がB事業所及びC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間当時、D区に所在したB事業所及びC事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が、A社から当該事業所に一緒に転職したとして氏名を挙げた元事業主及び元同僚二人は、いずれも申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間の一部について国民年金保険料を納付している上、元同僚のうち一人は、「私は、当該事業所に勤務していたが、事業所が厚生年金保険に加入していなかったため、勤務していた期間は全て国民年金に加入していた。」と供述している。

加えて、当該事業所の事業主は既に死亡していることから、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3021

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 35 年 12 月 15 日まで

私は、昭和 34 年 3 月に A 社に入社し、次の会社に入社する直前の 35 年 12 月 14 日まで勤務したはずであるのに、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚のうち一人は、照会に対し、「申立人のことを覚えている。」と回答していることから、勤務期間は明らかでないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所において社会保険事務を担当していた元同僚は、「当時の会社の経営環境は厳しく、社員全員を社会保険に加入させていたわけではなく、女性は、ごく一部の人だけしか加入させていなかった。」と供述している。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等を確認することはできない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3022

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 10 日から 35 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 9 月 1 日から 39 年 6 月 21 日まで

私は、当時は脱退手当金のことを知らず、脱退手当金を受け取ったとされている時期は病氣療養中のため、自分で請求することはできなかつた。また、脱退手当金の支給日が退職から 1 年以上後とされていることも納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の、申立人が記載されているページ及びその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失した脱退手当金の受給資格者 8 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 名に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち 1 名は事業所が手続きしてくれたと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで  
私は、昭和60年3月31日にA社（現在は、B社）を退職したにもかかわらず、同社での厚生年金保険の資格喪失日が同日となっているため、同年3月の厚生年金保険の記録が欠落している。資格喪失日を同年4月1日へ訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和60年3月31日にA社を退職したので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年4月1日である。」と主張している。

しかし、雇用保険の加入記録において、申立人は当該事業所を昭和60年3月30日に離職したことが確認でき、離職日の翌日を被保険者資格喪失日とする厚生年金保険の被保険者記録と符号している。

また、B社は、「申立人に係る人事関係資料は残されておらず、申立人の退職日は不明である。」と回答している上、申立期間当時の申立人の上司及び人事部長は、いずれも「申立人のことは覚えているが、申立人がいつ辞めたかまでは覚えていない。」と供述しており、申立人の退職日について確認することができない。

さらに、当該事業所が加入しているC健康保険組合は、「申立人の健康保険の資格喪失日について昭和60年3月31日である。」と回答しており、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 20 日から 8 年 8 月 1 日まで

私は、A社に勤めていた申立期間の給与額は 50 万円から 53 万円であったが、社会保険事務所（当時）の申立期間の標準報酬月額は 20 万円となっており、納得できない。申立期間の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人が所持する給与明細書から、申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた申立人の標準報酬月額と一致している。

また、B厚生年金基金の申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社が社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所では、「同社から提出された資料を基礎として標準報酬月額を算定し、保険料を算出し、複写式の届出用紙を使用して社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合に提出していた。」と証言していることから、同社は、オン

ライン記録どおりの届出を行ったものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 7 月 1 日まで  
ねんきん定期便の通知によると、私がA社に勤務していたときの平成 2 年 10 月から 3 年 6 月までの標準報酬月額が、38 万円になっているが、給与支給明細書によれば、当該申立期間の支給額は、平均して 50 万円となっているので、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき標準報酬月額記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人から提出された申立期間に係る給与支給明細書により認定される標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。



## 千葉厚生年金 事案 3026

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 8 日から 42 年 11 月 1 日まで  
私は、公共職業安定所の紹介で厚生年金保険の適用事業所である A 社（現在は、B 社）に入社したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有している者のうち所在が判明した 4 人に申立期間当時の状況を照会したところ、全員が申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、事業主は、「保管している人事記録に申立人の記録は無い。」と回答している上、A 社が申立期間当時加入していた C 健康保険組合は、「申立期間当時の被保険者名簿に申立人の氏名は無い。」と回答しており、雇用保険の加入記録も無いことから、申立人の申立期間当時の勤務実態が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 21 日から 49 年 7 月 12 日まで  
私は、A社を辞めた後、期間を空けずにB社に入社した。同社ではC（作業）に従事し、D事業所に転職した昭和 49 年 7 月 12 日まで継続して勤務したが、この勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のB社の所在地、業務内容等を詳細に供述していることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所は昭和 52 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所が適用事業所になった日に被保険者資格を取得した 3 人（事業主夫婦を除く。）のうち、唯一連絡の取れた元同僚は、申立人を覚えておらず、適用事業所になる前は国民年金に加入していたと供述しているところ、オンライン記録により、当該元同僚は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、元事業主からは協力を得ることができない上、申立人が氏名を挙げた元同僚 3 人は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できず、所在不明であることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。